**受託研究契約書**

（一括納付用）

　東京都公立大学法人（以下「甲」という。）と○○○○○（以下「乙」という。）とは、次の各条によって受託研究契約（以下「本契約」という。）を締結する。なお、本契約における用語の定義は別紙1記載のとおりとする。

（受託研究の内容）

第１条　甲は、次の受託研究（以下「本受託研究」という。）を乙の委託により実施するものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| (1) | 研究題目 |  | |
| (2) | 研究目的 |  | |
| (3) | 研究概要 |  | |
| (4) | 研究担当者 |  | |
| (5) | 研究実施場所 |  | |
| (6) | 提供物品及び  その返還の要否 | 提供物品名　　　　　　　　　　　　　（返還：要・否） | |
| (7) | 研究に要する経費 | 金　　　　　　　　　円（税込）  （うち消費税額　　　　　円） | |
| 研究経費 | 金　　　　　　　　　円（税込）  （うち消費税額　　　　　円） |
| 管理費 | 金　　　　　　　　　円（税込）  （うち消費税額　　　　　円） |

（研究期間）

第２条　本受託研究の研究期間は、20○年○月○日から20○年○月○日までとする。

（本受託研究に従事する者）

第３条　甲は、第１条第４号に掲げる者を本受託研究の研究担当者として参加させるものとする。

２　甲は、甲に属する者を新たに本受託研究の研究担当者として参加させようとするときは、あらかじめ乙に書面により通知し、同意を得るものとする。

３　甲が、本受託研究遂行上、研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、乙の同意を得たうえで、研究担当者以外の者を研究協力者（以下、研究担当者と研究協力者を総称して「本受託研究に従事する者」という。）とすることができる。

４　甲は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させなければならないとともに、研究協力者の本受託研究遂行上の行為について、全責任を負うものとする。

（設備・物品等の帰属・提供等）

第４条　甲が受託研究費により取得した設備等の所有権は、甲に帰属するものとする。

２　第１条第６号に掲げる提供物品の搬入及び据付けに要する経費は、乙の負担とする。

３　甲は、乙から受け入れた提供物品について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

（研究経費等の支払い）

第５条　乙は、第１条第７号に規定する研究に要する経費（以下「受託研究費」という。）を、甲が発行する請求書により指定する支払期限までに、甲が指定する銀行口座に振り込むものとする。当該振込に要する手数料は乙がこれを負担する。なお、乙は、乙が期限までに研究経費等を支払わないときは、支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その未払い額に、請求がなされる時点での法定利率の割合で計算した延滞金（100円未満を除く。）を甲に支払うものとする。（年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日あたりの割合とする。）

２　甲は、乙から支払われた受託研究費については、原則としてこれを乙に返還しない。

(再委託)

第６条　甲は、書面による事前の乙の承諾なしに、本受託研究の一部又は全ての再委託等この契約に基づく権利及び義務を、第三者に承継させてはならない。

（研究成果の取扱い）

第７条　本受託研究の結果生じた知的財産権及び成果有体物の所有権は、原則として甲に帰属するものとする。

２　第３条第３項に定める研究協力者が本受託研究の結果、発明等を行った場合の取扱いについては、甲乙別途協議のうえ、定めておくものとする。

３　甲は、本条第１項の規定に基づき、その所有権が甲に単独で帰属する成果有体物を、別途契約を締結することにより、乙に有償で提供できるものとする。

（発明等の出願等）

第８条　甲は、本受託研究の結果生じた発明等について、甲の単独帰属であることを予め乙に確認したうえで出願から権利の取得に至るまでに必要な手続き及びその出願により付与された特許権等の維持に必要な手続きを行うものとする。

（甲に単独で帰属する知的財産権の譲渡）

第９条　甲は、第７条の規定に基づき甲に単独で帰属する知的財産権を、別途契約を締結することにより、乙又は甲乙協議のうえ指定した者に、有償で譲渡できるものとする。ただし甲は、当該知的財産権を譲渡した後も無償で自己の教育、研究目的には当該知的財産権を実施することができる。

（甲に単独で帰属する知的財産権の取扱い）

第10条　甲は、第７条の規定に基づき甲に単独で帰属する知的財産権を、乙が非独占的に実施したい旨の申し出があった場合には、甲乙協議のうえ、別途契約を締結することにより、乙に対し、当該知的財産権に係る非独占的な実施権を許諾することができるものとする。

２　甲は、甲に単独で帰属する知的財産権を、乙から独占的に実施したい旨の申し出があった場合には、甲乙協議のうえ、別途契約を締結することにより、乙に対し、当該知的財産権に係る独占的実施権を、上記契約において甲乙別途合意する期間（以下「独占的実施期間」という。）許諾又は設定することができるものとする。ただし、甲は、当該知的財産権に係る独占的実施権を乙に許諾又は設定した場合でも、自己の教育、研究目的には当該知的財産権を実施することができるものとする。

３　甲は、乙が、甲に単独で帰属する知的財産権を、前項に規定する独占的実施期間中、甲乙別途合意する時期までに正当な理由なく実施しない場合又は実施のための準備行為を行わないと甲が判断した場合は、第三者に対し当該知的財産権の非独占的な実施権を許諾することができるものとする。

（情報の開示）

第11条　乙は、本受託研究に関して乙の有する情報・知識等を甲の本受託研究遂行に必要な範囲において甲に開示するものとする。

（秘密情報の秘密保持）

第12条　甲及び乙は、本受託研究の実施にあたり、秘密保持を求める技術上の情報を相手方に開示し又は提供するときは、秘密であることを明記したうえで、書面で開示又は提供しなければならず、口頭又は視覚的手段で開示するときは、予め秘密であることを宣言して開示し、開示した日の翌日から起算して７日以内に、秘密にすべき情報を書面に記載して特定しなければならない。

２　甲及び乙は、前項の規定に従って相手方より開示又は提供された情報（以下、「秘密情報」という。）を秘密に保持し、第３条に定める本受託研究に従事する者及び本受託研究の実施及び管理のために自己に属する秘密情報を知る必要のある者(以下「秘密情報受領者」という。）以外に開示又は提供してはならない。また、甲及び乙は、秘密情報受領者に対し、その所属を離れた後も、本項及び第３項に規定する義務を履行させなければならない。

３　甲及び乙は、事前に相手方の書面による同意を得た場合を除き、秘密情報を本受託研究以外の目的に使用してはならない。

４　甲及び乙は、本受託研究完了後、若しくは本受託研究中止後、又は契約有効期間中に相手方より要求されたときは、相手方から提供された秘密情報を相手方に返還若しくは廃棄するものとする。

５　前三項の規定は、次のいずれかに該当することを証明できる情報には適用しない。

(1)　開示又は提供を受けた際、既に自己が保有していた情報

(2)　開示又は提供を受けた際、既に公知となっていた情報

(3)　開示又は提供を受けた後に、自己の責めによらずに公知となった情報

(4)　正当な権原を有する第三者から適法に取得した情報

(5)　秘密情報によることなく、独自に開発し、又は取得した情報

(6)　開示又は提供することにつき事前に相手方の書面による同意を得た情報

６　第２項及び第３項の規定は、裁判所又は行政機関からの請求又は命令等に基づいて相手方の秘密情報を開示する行為には適用しない。ただし、かかる開示を行うときは、相手方に対し、秘密情報の保護の措置（開示範囲についての協議を含む。）を行う合理的な機会を与えるよう努めるものとする。

７　第２項及び第３項の義務を負う期間は、本受託研究の開始から、第２条に定める研究期間終了後、本受託研究の中止又は本契約の解約後３年間とする。ただし、甲及び乙は、協議のうえ、この期間を延長し、又は短縮することができる。

（研究成果の報告）

第13条　甲は、本受託研究が完了した日の翌日から起算して30日以内に、研究成果報告書を乙に提出するものとする。

（ノウハウの取扱い）

第14条　甲及び乙は、協議のうえ、研究成果報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定し、これを秘匿するものとする。

２　前項で指定されたノウハウは、秘匿すべき期間（以下「秘匿期間」という。）と合わせて書面に明記するものとし、甲及び乙は秘匿期間中、当該ノウハウを第三者に開示・漏洩しないものとする。

３　前項の秘匿期間は、原則として、本受託研究完了の翌日から起算して３年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議のうえ、秘匿期間を延長し、又は短縮することができる。

（研究成果の公表）

第15条　甲及び乙は、本受託研究完了の翌日から起算し３ヶ月以降、本受託研究によって得られた研究成果について、第12条で規定する秘密保持の義務及び第14条で規定するノウハウ秘匿の義務を遵守したうえで発表又は公開すること（以下「研究成果の公表等」という。）ができるものとする。ただし、研究成果の公表という大学の社会的使命を踏まえ、相手方の同意を得た場合は、研究成果の公表等の時期を早めることができるものとする。

２　前項の場合、甲又は乙のうち研究成果の公表等を希望する者（以下「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表等を行おうとする日の30日前までに発表又は公開を希望する研究成果を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、事前の書面による相手方の了解を得たうえで、当該研究成果が本受託研究の結果得られたものであることを明示することができる。

３　前項の通知を受けた当事者は、当該研究成果を発表又は公開されることが将来期待される自己の利益を侵害する恐れがあると判断されるときは、当該通知受理後14日以内に当該研究成果の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、発表又は公開により将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の同意なく、発表又は公開してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。

４　本条第２項に規定する通知しなければならない期間は、本受託研究完了の翌日から起算して１年間とする。ただし、甲乙協議のうえ、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（受託研究費が不足した場合の処置）

第16条　甲は、振込まれた受託研究費に不足を生じるおそれが発生した場合には、直ちに理由等を付して乙に書面により通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議のうえ、不足する受託研究経費を負担するかどうかを決定するものとする。

（本受託研究の中止又は期間の延長）

第17条　天災その他本受託研究遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議のうえ、本受託研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲及び乙はその責を負わないものとする。

（研究の完了又は中止等に伴う設備等の取扱い）

第18条　甲は、本受託研究を完了し、又は中止したときは、第１条第６号に掲げる提供物品のうち、乙から返還要求を受けた提供物品を、本受託研究完了又は中止の時点の状態で乙に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

（個人情報の取扱い）

第19条　甲及び乙は、相手方から預託された個人情報（個人情報の保護に関する法律第２条に定めるものをいう。以下同じ。）については、個人情報の保護に関する法律に従い善良なる管理者の注意をもって取扱うものとする。

２　甲及び乙は、本受託研究に必要な範囲を超えて、相手方が保有する個人情報を取得してはならない。

３　甲及び乙は、本受託研究を遂行するために個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により取得するものとする。

４　甲及び乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(1)　相手方から預託を受けた個人情報若しくは甲及び乙が本受託研究を遂行するために収集した個人情報を第三者に預託若しくは提供、又はその内容を知らせる行為

(2)　相手方から預託を受けた個人情報又は甲及び乙が本受託研究を遂行するために収集した個人情報について、本契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変する行為

５　甲及び乙は、個人情報を取り扱うにあたり、個人情報の漏洩、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

６　甲及び乙は、相手方から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、又は解約後速やかに返還するものとする。ただし、相手方が別に指示したときは、その指示によるものとする。

７　甲及び乙は、相手方から預託を受けた個人情報について、漏洩、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、相手方に速やかに報告し、その指示に従わなくてはならない。

（輸出管理）

第20条　甲及び乙は、研究成果及び秘密情報を安全保障輸出管理の観点から適切に取扱い、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づき外為法第６条第１項第６号に規定する非居住者へ提供する際には必要な手続きを取るものとする。

２　甲及び乙は、相手方から求められた際は、研究成果及び秘密情報の外為法上の該非情報を速やかに書面で回答するものとする。

（契約の解除及び解約）

第21条　甲は、乙が受託研究費を第５条に定める期限までに振込まないときは、催告なく直ちに本契約を解除することができる。

２　甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、相手方に催告したにもかかわらず、当該催告後30日以内にこれが是正されないときは、本契約を解約することができるものとする。

(1)　相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき

(2)　相手方が本契約に違反したとき

３　乙が破産、会社更生、民事再生等の申立てをし、若しくは他から受けた場合、差押、仮差押、仮処分を受けるなど信用が悪化した場合、又は本受託研究に関連する事業の営業を停止した場合は、甲は直ちに本契約を解約することができる。

（損害賠償）

第22条　甲又は乙は、前条に掲げる事由又は、自己、本受託研究に従事する者の故意若しくは重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害のうち、受託研究費の範囲において、相手方が被った直接かつ通常の損害（弁護士費用、逸失利益を除く。）を賠償しなければならない。

２　乙の提供物品に瑕疵があったことに起因して甲が損害を被ったときは、乙は甲の損害を賠償するものとする

(暴力団等排除に関する特約条項)

第23条　暴力団等排除に関する特約条項については、別紙2に定めるところによる。

（契約の有効期間）

第24条　本契約の有効期間は、第２条に定める研究期間と同一とする。

２　本契約の失効後も、第３条第４項、第７条から第10条、第12条から第15条、第18条から第20条、第22条及び第26条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

（協議）

第25条　本契約に定めのない事項、及び本契約の解釈に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

（準拠法及び裁判管轄）

第26条　本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

２　本契約に関する訴えは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

　以上の約定を証するものとして、本契約書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ各１通を保有するものとする。

令和　　　年　　月　　日

甲　　東京都八王子市南大沢一丁目１番地

東京都公立大学法人

産学公連携センター長

　　　 　 堀　田　貴　嗣　　　　　印

乙　　住所○○○○○○

　会社名○○○○ 　　○○　　　　　　○○　○○ 印

別紙1（定義）

１　本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

(1) 「研究成果」とは、本受託研究の実施に伴い得られた発明、考案、意匠、商標、植物の新品種、半導体集積回路の回路配置、著作物、ノウハウ、成果有体物等の技術的成果をいう。ただし、本契約第１４条に規定する研究成果報告書において成果が特定された後は、その特定された成果を研究成果とみなす。

(2) 「知的財産」とは、研究成果として得られたもののうち、発明、考案、意匠、商標、植物の新品種、半導体集積回路の回路配置、著作物及びノウハウをいう。

(3)　「発明等」とは、知的財産のうち、発明、考案、意匠、商標、植物の新品種、半導体集積回路の回路配置をいう。

(4) 「知的財産権」とは、第１項(2)に規定する知的財産に係る権利のうち、次に掲げるものをいう。

　　イ　特許法（昭和34年法律第121号）第66条に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）第14条に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第 125号）第20条に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）第18条に規定する商標権、種苗法（平成10年法律第83号）第19条に規定する育成者権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第10条に規定する回路配置利用権及び外国における上記各権利に相当する権利

　　ロ　特許法第33条に規定する特許を受ける権利、実用新案法第11条第２項に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法第15条第２項に規定する意匠登録を受ける権利、商標法第13条第２項に規定する商標登録出願により生じた権利、種苗法第３条に規定する品種登録を受ける地位、半導体集積回路の回路配置に関する法律第３条第１項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利

　　ハ　著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する著作権並びに外国における上記権利に相当する権利

　　ニ　不正競争防止法（平成５年法律第47号）の下に保護の対象となる秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議のうえ、特に指定するノウハウに係る権利

(5) 「特許権等」とは、知的財産権のうち、第１項(4)イ、ロに規定する権利をいう。

２　知的財産権の「実施」とは、特許法第２条第３項に定める行為、実用新案法第２条第３項に定める行為、意匠法第２条第２項に定める行為、商標法第２条第３項に定める行為、種苗法第２条第５項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第２条第３項に定める行為、著作権法に基づく著作物を利用する行為並びにノウハウの使用をいう。

３　「実施権」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 「通常実施権」とは、次のものをいう。

イ　特許法第78条に規定する通常実施権、実用新案法第19条に規定する通常実施権、意匠法第28条に規定する通常実施権、商標法第31条に規定する通常使用権

　　ロ　種苗法第26条に規定する通常利用権

ハ　半導体集積回路の回路配置に関する法律第17条に規定する通常利用権

　　ニ　第１項(4)ロに規定する権利の対象となるものについて非独占的に実施、使用、利用をする権利

　　ホ　著作物に係る著作権について非独占的に実施をする権利

　　へ　ノウハウについて非独占的に実施をする権利

(2) 「独占的実施権」とは、次のものをいう。

イ　第３項(1)に定める通常実施権のうち、契約により独占的に実施することを許諾された権利

　　ロ　特許法第77条に規定する専用実施権、実用新案法第18条に規定する専用実施権、意匠法第27条に規定する専用実施権、商標法第30条に規定する専用使用権

　　ハ　種苗法第25条に規定する専用利用権

ニ　半導体集積回路の回路配置に関する法律第16条に規定する専用利用権

４ 「研究担当者」とは、本受託研究に従事する甲に属する本契約第１条第(4)号に掲げる者をいう。また、「研究協力者」とは、研究担当者以外の者であって、本契約第３条第３項に該当し本受託研究に協力する者をいう。

（以下余白）

別紙2（暴力団等排除に関する特約条項）

（暴力団等排除に係る契約解除）

第１条　甲及び乙は、相手方が東京都暴力団排除条例（平成23年3月18日東京都条例第54号）に定める暴力団関係者又は東京都が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱第5条第1項に基づき排除措置期間中の者として公表した者（ただし、排除措置期間中に限る。）（以下「暴力団関係者等」という。）であることが判明した場合は、本契約を解除することができる。この場合においては、相手方への何ら催告その他の手続を要しないものとする。

２　甲及び乙は、前項の規定により本契約を解除したときは、これによって相手方に損害が生じても、その責めを負わないものとする。また、かかる解除により自らに損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

３　前項の場合において、契約解除を受けた者のとるべき措置の期限、方法等については、契約解除を行った者が定めるものとする。

（不当介入に関する通報報告）

第２条　甲及び乙は、本契約の履行に当たって、暴力団関係者等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく相手方への報告及び管轄の都道府県警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。

２　前項の場合において、甲又は乙が管轄警察署に通報報告を行うに当たっては、書面を提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく通報報告の内容を記載した書面を相手方及び管轄警察署に提出しなければならない。

３　甲は、乙が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく甲への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、乙を東京都公立大学法人の契約から排除する措置を講ずることができる。

（以下、余白）